

## 特別区設置協定書（案）の訂正内容

■五 特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整（法第 5 条第 1 項第 6 号関係） 2.（一）

○地方税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 13 号）の再改正を受け、「法人事業税交付金相当額」にかかる根拠規定を訂正するもの

■別表 1－3 中核市権限に係る法令事務のうち、特別区が処理する事務

○土壌汚染対策法及び同施行規則に基づく事務について、「条項ごとの事務」の記載内容の表現を改めるもの

※「新旧対照表」は別添のとおり